

沿岸広域振興局長告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年10月28日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長部漁港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市気仙町字湊118番2地先から字川口32番5地先まで	新	A 42.2～5.2 m	m 1,414.4
陸前高田市気仙町字田の浜9番2地先から23番1地先まで		B 45.0～17.5	239.4
陸前高田市気仙町字湊118番2地先から63番9地先まで		C 27.9～8.5	641.0
陸前高田市気仙町字湊118番2地先から字川口32番5地先まで	旧	A 42.2～5.2	1,414.4
陸前高田市気仙町字田の浜9番2地先から23番1地先まで		B 45.0～17.5	239.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 平成26年10月28日から同年11月28日まで